

## 第 10 回行政改革推進本部専門調査会ヒアリング資料

平成 19 年 5 月 23 日  
厚生労働省

## 1 基本的考え方

- イ 公務員の労働基本権の在り方については、国民生活への影響、国民主権・財政民主主義の原理等を踏まえながら検討が進められていくものと思われるが、安定した労使関係の維持構築に資するものとなることが重要。
- ロ 国民生活への影響等については、公務の態様(行政の目的、手法等)や従事者の種類によって異なるものであり、公務の態様等に応じて公務や公務員の分類、類型化を行った上で労働基本権の在り方を整理することが重要。

## 2 関連する民間企業、国営企業、特定独立行政法人等の諸制度について

従来より民間企業等の労使関係制度においては、以下のような仕組みが設けられ、労使関係と国民生活との調和等が図られてきたところ。公務員の労働基本権の在り方を見直すこととした場合、検討の参考となる仕組みを整理。

(1) 給与決定(国民主権・財政民主主義の原理との関係)

- イ 労使交渉による給与決定と国民主権・財政民主主義の原理との調和を図るために以下のような仕組みが設けられている。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下「特労法」という。)、独立行政法人通則法等)

国営企業(国有林野事業)の例(別紙1参照)

- ・ (労働条件は労使交渉を経て決定されるが)給与の支出額については、仲裁裁定があった場合等を除き、国家予算中の給与の総額を超えないようにしなければならない(給与総額制)。
- ・ (団体交渉が決着しない場合には中央労働委員会による調整(調停、仲裁等)の対象となるが)仲裁裁定等の内容が予算上実施不可能である場合には国会承認が必要。

特定独立行政法人（公務員型）の例

（労働条件は労使交渉を経て決定されるが）給与水準について民間との均衡等が定められるとともに、法人の長は給与の支給の基準について主務大臣への届出、国民への公表を行う義務がある。

独立行政法人（非公務員型）の例

（労働条件は労使交渉を経て決定されるが）法人の長は給与の支給の基準について主務大臣への届出、国民への公表を行う義務がある。

## （２）団体交渉が不調の場合の調整

イ 労使の自主的調整と国民生活との調和を図るため、業務の公益性等に応じ、以下のような労使紛争調整の仕組みが設けられている。

（労働関係調整法及び特労法）

民間企業（公益事業除く。）の例（労働関係調整法）

労使当事者の申請等に基づき、労働委員会により、あっせん（労使の自主的解決を促す）、調停（調停案の受諾を勧告）、仲裁（拘束力のある裁定を発出）が行われる。

民間の公益事業（注）の例（労働関係調整法）

と同様、労働委員会によるあっせん、調停、仲裁が行われるが、労使当事者の申請を待たずに労働委員会の職権又は厚生労働大臣等の請求により調停を開始することも可能である。

また、公益事業の争議行為等について内閣総理大臣による緊急調整の決定の仕組みがある。

（注）公益事業（労働関係調整法第8条）

運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、  
水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業、  
内閣総理大臣による臨時追加指定（実績なし）

特定独立行政法人及び国営企業（国有林野事業）の例（特労法）（別紙2参照）

労働委員会によるあっせん、調停、仲裁が行われるが、労使当事者の申請を待たずに、労働委員会の職権又は主務大臣（厚生労働大臣及び当該事業を所管する大臣）の請求により調停を開始することに加え、あっせん又は調停が行われている事件等について労働委員会の決議等により仲裁を開始することも可能である。

ロ イの調整を行う機関である労働委員会の体制等は以下のとおり。

#### 種類と体制

- ・ 中央労働委員会（厚生労働省の外局）  
公労使各15名  
（うち各6名は特定独立行政法人・国有林野事業（以下「特定独法等」という。）担当）
- ・ 都道府県労働委員会（都道府県の機関。全47）  
公労使各5～13名

（注1）特定独法等の事案等を除き都道府県労働委員会を初審とする二審制。

（注2）昭和63年9月までは国営企業に係る労使紛争調整は、中央労働委員会とは別の組織である「国営企業労働委員会」（三者構成）が実施していた。

#### 任務

公労使三者構成からなる委員により、不当労働行為の審査、労働争議の調整について、厚生労働大臣・都道府県知事から独立して権限行使。

### （3）争議行為に係る諸規制

イ 争議権を有する民間労働者のうち公益事業の労働者等について、国民生活との調和の観点から以下のような争議行為に係る諸規制が設けられている。

（労働関係調整法、スト規制法等）（別紙3参照）

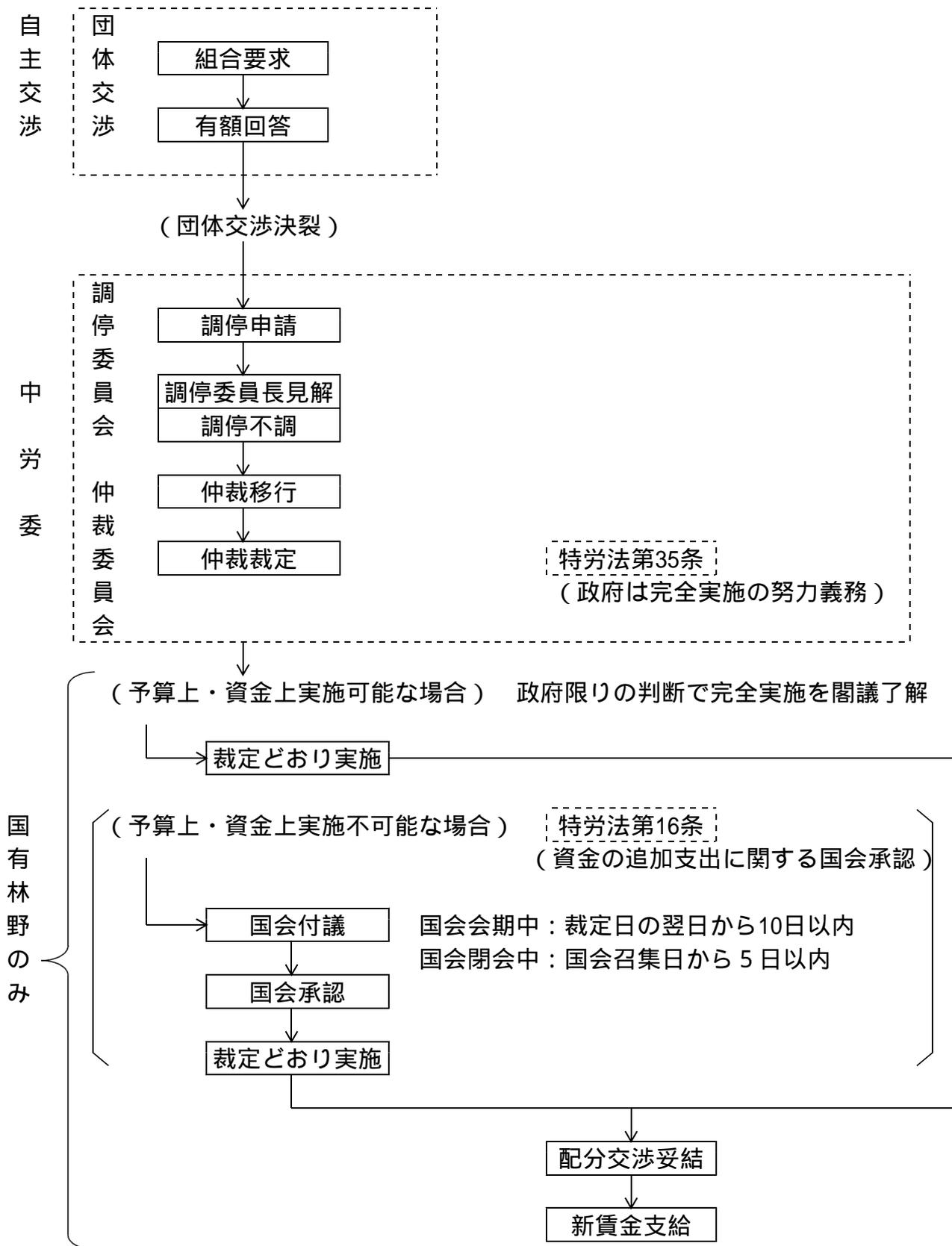
#### 手続的規制

- ・ 公益事業の争議行為の予告義務  
（公益事業において争議行為を行う場合には10日前までに届け出なければならない。届出後10日間は争議行為禁止。）
- ・ 公益事業等の争議行為で国民生活への影響が大きいものに係る緊急調整  
（このような争議行為については、内閣総理大臣が緊急調整の決定をすることができる。緊急調整の公表から50日間は、争議行為が禁止され、中労委による調整を実施。）

#### 内容的規制

- ・ 安全保持施設の停廃等をもたらす争議行為の禁止（労働関係調整法第36条）
- ・ 電気事業及び石炭鉱業における一定の争議行為の禁止（スト規制法）等

特定独立行政法人等の給与決定過程



## 団体交渉が不調の場合の調整方法について

(特定独立行政法人等の場合)

特定独立行政法人等(特定独立行政法人及び国営企業)に勤務する職員については、団結権及び協約締結権を含む団体交渉権が保障されているが、争議行為を行うことは禁止されている(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「特労法」という)第17条)。

特定独立行政法人等に係る紛争についても、特定独立行政法人の特労法及び労働関係調整法(以下「労調法」という)に基づくあっせん、調停、仲裁の手続きがある。

あっせん(特労法第26条)

中央労働委員会会長から指名されたあっせん員(原則的に、特定独立行政法人等担当委員)が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち労使の自主的な交渉を側面から援助して、紛争を解決に導く手法。

開始要件：a 労使どちらかが申請をしたとき  
b 労使双方が申請をしたとき  
c 中央労働委員会の決議によるとき

経過： a あっせん員による事情聴取  
b 当事者双方の主張の要点確認  
c 歩み寄りの打診、説得  
d あっせん案の提示 ・ 受託による解決  
・ 不受託の場合、あっせん継続か打ち切りかを選択  
e あっせん継続困難 ・ 自主交渉に委ねる 取り下げ  
・ 不調 打ち切り

調停(特労法第27～29条)

公労使からなる三者構成の調停委員会(原則的に、特定独立行政法人等担当委員で構成)が、労使双方の主張の要点を確かめ、公正適切な判断によって作成した「調停案」を関係者に提示し、その受諾を勧告して両当事者の妥協を図り、紛争を解決に導く手法。

開始要件：a 労使双方が申請をしたとき

b 労使の一方が労働協約の定めに基づく申請をしたとき

c 労使の一方の申請により委員会が調停を行う必要があると決議したとき

d 中央労働委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき

e 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき

(cf 民間企業の労働争議に係る調停において当事者の申請によらず、委員会の職権  
(d) 又は主務大臣の請求(e) に基づく調停を行うことができるのは公益事業のみ)

経過： a 調停委員会による事情聴取

b 当事者双方の主張の要点確認

c 歩み寄りの打診、説得

d 調停案の受諾勧告 当事者からの諾否回答により調停委員会の任務終了

e 調停案提示前に調停継続不能 当事者に理由を通知して、打ち切り

#### 仲裁（特労法第 33～35 条）

特定独立行政法人等担当公益委員によって構成される仲裁委員会が、労使双方の主張を踏まえて「仲裁裁定」を出し、紛争を解決する手法。仲裁裁定は、労働協約と同様の効力を持ち、労使当事者を拘束する。

開始要件：a 労使双方が仲裁の申請をしたとき

b 労使の一方が労働協約の定めに基づく申請をしたとき

c 委員会があっせん又は調停を開始した後 2 ヶ月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、労使の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき

d 委員会が、あっせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき

e 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき

(cf d、e は民間企業の労働争議に係る仲裁にはない仕組み)

経過： a 仲裁委員会による事情聴取

b 当事者双方の主張の要点確認

c 仲裁裁定書の作成・提示

- ・ 政府には 仲裁決定を実施した結果、事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないよう、できる限り努力する義務。 国有林野に係る仲裁裁定の実施にできる限り努力する義務がある（特労法第 35 条 2、3 項）(cf 民

間には無い定め)

全通名古屋中郵事件判決(昭和52年5月4日 最高裁)

…公労法は、当局と職員の間紛争につき、あっせん、調停及び仲裁を行うための公平な公共企業体等労働委員会を設け、その35条本文において、「委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。また政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。」と定め、さらに、同条但書は同法16条とあいまって、予算上又は資金上不可能な支出を内容とする裁定についてはその最終的な決定を国会に委ねるべきものとしているのである。これは、協約締結を含む団体交渉権を付与しながら争議権を否定する場合の代償措置として、よく整備されたものと言うことができ、…

## 公益事業等の争議行為に係る現行法における諸規制

### 1 労働関係調整法による公益事業等の労働争議調整

注：公益事業（第8条）

運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、  
水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業、  
内閣総理大臣による臨時追加指定（実績なし）

- (1) 公益事業については10日前までの争議予告義務（第37条）  
( それ以外の事業は事後届出 )
- (2) 緊急調整（第35条の2～第35条の5）
- ・ 公益事業に関するもの、規模が大きいもの、又は特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、内閣総理大臣は、中央労働委員会（以下「中労委」という。）の意見を聞いて緊急調整の決定をすることができる。
    - \* 緊急調整の決定の実績 1件  
昭和27年12月 石炭争議（緊急調整の決定後スト終結）
  - ・ 中労委は、斡旋、調停、仲裁のほか、事件の実情調査及び公表、勧告を行うことができる。
  - ・ 緊急調整の公表から50日間は、争議行為禁止（第38条）。
- (3) 安全保持施設の正常な維持・運行を停廃し又は妨げる争議行為の禁止（第36条）
- (4) 日本電信電話株式会社に関する特例（昭和60年4月～昭和63年9月）  
電電公社民営化（NTT設立）時から3年半設けられていた経過措置  
日本電信電話株式会社に関する事件であって争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるとして労働大臣が認定し、中労委に調停の請求をしたとき
- ・ 中労委は事件の実情及び調停の経過を公表することができる。
  - ・ 緊急調整を除き他の公益事業の事件に優先して調停を取り扱う。
  - ・ 調停請求の公表から調停終了の公表までの間（15日間まで）は争議行為禁止。

### 2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（スト規制法）による禁止

- (1) 電気事業  
電気の正常な供給を停止する争議行為その他電気の正常な供給を阻害する争議行為の禁止
- (2) 石炭鉱業  
保安業務の正常な運営を停廃し、人に対する危害、鉱物資源の減失・重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずる争議行為の禁止

### 3 船員法による禁止（第30条）

労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又は争議行為により人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、してはならない。